２　研究の実際

(1)　文献等による研究

中学校学習指導要領（平成29年３月）には「生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」と示されています。また、技術科の指導内容には、Ｄ情報の技術（１）アの項目に、「情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること」と示されています。タブレットやスマートフォンをはじめとする様々な情報端末の普及は、ＩＣＴ機器を利活用した授業づくりを可能にし、高い利便性をもたらす一方、ネット依存やＳＮＳでのトラブル等、新たな問題も発生させています。新学習指導要領では、技術科、特別の教科道徳などの教育活動全般で情報モラル教育を行い、インターネットや情報端末などを適切に活用できる力と態度の育成が求められています。また、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善の推進が明記されており、学習内容の深い理解のためには、生活や社会の中から問題を見いだした課題の設定や、他者と対話したり協働したりする学習活動を通して、自らの考えを明確にし広げ深めることの必要性が求められています。

現在の情報モラル教育の指針となっているものは、平成19年３月に出された「情報モラル指導実践キックオフガイド」の中の５つの柱です。**図１**は、平成21年１月に文部科学省「教育の情報に関する手引」作成検討会配布資料で示された図を基に、本研究で作成したものです。

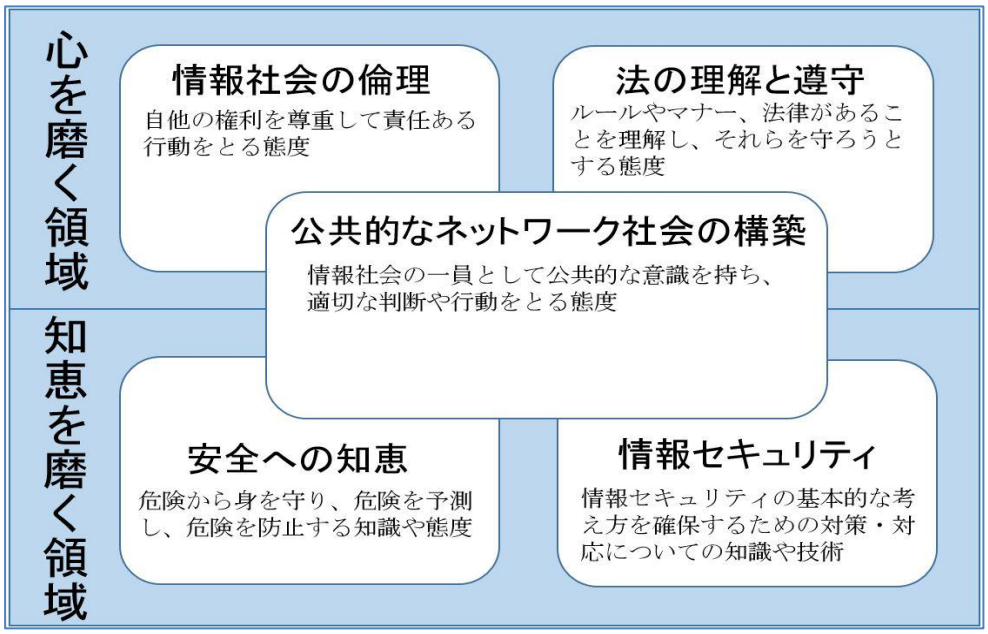

図１　情報モラル５つの柱

「心を磨く領域」とは、日常のモラル指導から積み重ねていき、情報社会で正しい判断や望ましい態度を育てることです。つまり、自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる豊かな心情、更に積極的にネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることです。「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」がこの領域に当たります。

「知恵を磨く領域」とは、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術を学ぶことです。また、情報化が進展し生活が便利になり、危険に遭遇する機会も増えてきており、情報社会で安全に生活するための知識や態度を学ぶことです。「安全への知

恵」「情報セキュリティ」がこの領域に当たります。

そしてこれらの２領域を踏まえた上で、「公共的なネットワーク社会の構築」へ参画する態度を育成することができると考えます。

情報モラル指導実践キックオフガイドでは、小中高一貫の情報モラル教育のモデルカリキュラムが示されており（**表１**）、児童生徒の心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じた適切な教育が必要とされています。身の回りの課題から考え理解させ、積極的に情報社会へ参画する場合の責任や義務、態度に関する内容へ発展するような指導内容となっています。

表１　情報モラル指導モデルカリキュラム表[1]

●情報モラル指導モデルカリキュラム(大目標･中目標レベル)

分類		Level-1 小学校1･2年	Level-2 小学校3･4年	Level-3 小学校5･6年	Level-4 中学校	Level-5 高等学校
1. 情報社会の倫理	a	発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
		a1-1:約束や決まりを守る	a2-1:相手への影響を考えて行動する	a3-1:他人や社会への影響を考えて行動する	a4-1:情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1:情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
	b	情報に関する自分や他者の権利を尊重する			情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
		b1-1:人の作ったものを大切にする心をもつ	b2-1 自分の情報や他人の情報を大切にする	b3-1:情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4-1:個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する	b5-1:個人の権利(人格権、肖像権など)を理解し、尊重する
					b4-2:著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2:著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
2. 法の理解と遵守	c	情報社会でのルール･マナーを遵守できる			社会は互いにルール･法律を守ることによって成り立っていることを知る	情報に関する法律の内容を理解し、遵守する
			c2-1:情報の発信や情報をやりとりする場合のルール･マナーを知り、守る	c3-1:何がルール･マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	c4-1:違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行為は絶対に行わない	c5-1:情報に関する法律の内容を徹底的に理解し、適切に行動する
				c3-2:「ルール･やきまり」を守る」ということの社会的意味を知り、尊重する	c4-2:情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2:情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
				c3-3:契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c4-3:契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3:契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
3. 安全への知恵	d	情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
		d1-1:大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1:危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1:予測される危険の内容がわかり、避ける	d4-1:安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1:情報社会の特性を意識しながら行動する
		d1-2:不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-2:不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2:不適切な情報であるものを認識し、対応できる	d4-2:トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2:トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
	e	情報を正しく安全に利用することに努める			情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
			e2-1:情報には誤ったものもあることに気づく	e3-1:情報の正確さを判断する方法を知る	e4-1:情報の信頼性を吟味できる	e5-1:情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
		e1-2:知らない人に、連絡先を教えない	e2-2:個人の情報は、他人にもらさない	e3-2:自他の個人情報を、第三者にもらさない	e4-2:自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-2:自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
	f	安全や健康を害するような行動を抑制できる			自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
		f1-1:決められた利用の時間や約束を守る	f2-1:健康のために利用時間を決め守る	f3-1:健康を害するような行動を自制する	f4-1:健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1:健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
				f3-2:人の安全を脅かす行為を行わない	f4-2:自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2:自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
4. 情報セキュリティ	g	生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る			情報セキュリティに関する基礎的･基本的な知識を身につける	
			g2-1:認証の重要性を理解し、正しく利用できる	g3-1:不正使用や不正アクセスされないように利用できる	g4-1:情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1:情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
	h			情報セキュリティの確保のために、対策･対応がとれる	情報セキュリティの確保のために、対策･対応がとれる	
				h3-1:情報の破壊や流出を防ぐ方法を知る	h4-1:基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1:情報セキュリティに関し、事前対策･緊急対応･事後対策ができる
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i	情報社会の一員として、公共的な意識を持つ			情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	
			i2-1:協力し合ってネットワークを使う	i3-1:ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	i4-1:ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1:ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する

参考ＵＲＬ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm

(2)　実態調査

子供のインターネット利用環境実態調査の結果が、平成 29 年５月に内閣府から出されています。調査結果から、インターネット利用の時期に関しては、低年齢の時から利用するようになってきたことが分かります。年齢ごとのインターネット利用率は、7 歳で 49.7%、12 歳で 72.6%、15 歳で 87.5%という調査結果となっています。また、インターネットに接続する情報端末の項目は、13 歳からスマートフォンが１位となっています。しかし、スマートフォンを所持していない時期においてもインターネットは利用されており、スマートフォンを所持する前の接続端末として、携帯ゲーム機や各種タブレット、契約が切れた携帯電話や音楽プレイヤー等、様々な情報機器からのインターネットの利用が推測できる結果となっています（**図２**）。

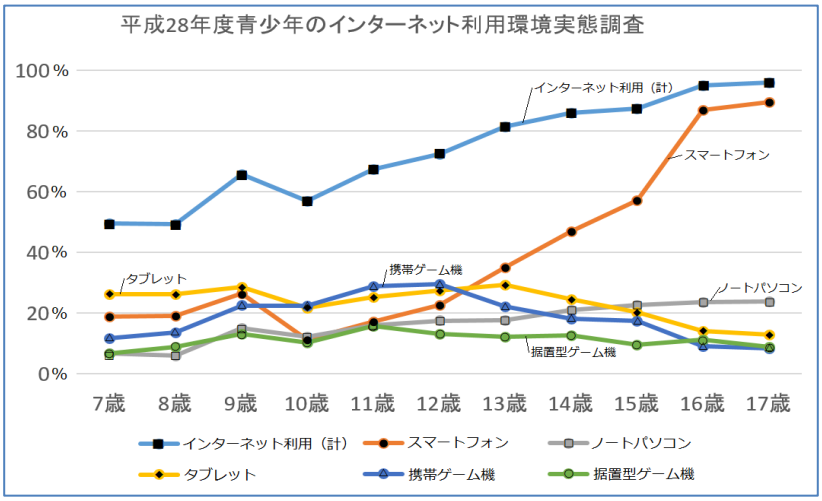

図２　内閣府から出された数値を基に、本研究で作成したグラフ

検証授業を行う学級に、情報機器の利用の実態を把握するため、アンケートを実施しました（平成 29 年 9 月 15 日実施）。

①インターネットに接続できる携帯電話や情報端末を持っていますか。

32 名中 25 名（78.1%）が「所持している」と回答しています。

②インターネットを利用する頻度はどれくらいですか。

32 名中 31 名（96.9%）が「週 1 日以上利用している」と回答しています。（**図３**）

③メールや LINE 等で、メッセージのやり取りをしたことがありますか。

32 名中 26 名（81.3%）が「やり取りの経験がある」と回答しています。

④情報端末を利用するときに、家庭でのルールがありますか。

32 名中 15 名（46.9%）が「ある」と回答しています。

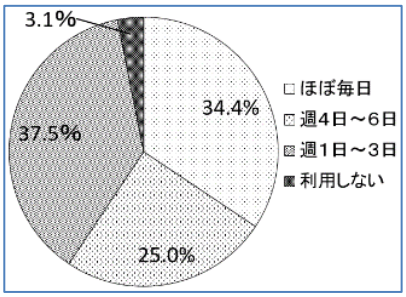

図３　インターネットを利用する頻度

検証授業を行う学級は、内閣府から出された調査結果以上にインターネットを利用していることが分かりました（**図３**）。インターネットに接続する機器においては、携帯ゲーム機や各種タブレット、契約が切れた携帯電話等、複数を所持している生徒も多く見受けられました。また、④の「情報端末を利用するときに、家庭でのルールがありますか」の問いには、32 名中 15 名が「ある」と回答しており、46.9%の家庭で、使用時間や利用時のルールがあることが分かりました。

(3)　本研究における考え方や取り入れる具体的な手立て

ア　保護者と共に学ぶ学習活動

携帯電話を含む情報機器端末は便利な道具ですが、便利になればなるほど、ネット依存やＳＮＳでのトラブルは増加しています。インターネットの利用は、インターネットの光と影の部分を理解して利用していくことが大切です。また、情報モラル教育については、全ての保護者に考えてもらう必要性があります。学校で行う情報モラル講演会に保護者全員が参加することは難しく、「本当に聞いてほしい保護者は、講演会に参加されない」といった現場の声もあります。また、平成 29 年度の佐賀県ＰＴＡ連合会の携帯電話に関する方針は、「小・中学生に携帯電話は持たせないようにしましょう」となっています。そのため、情報モラルの学習を行う場合は、次の４つの項目に配慮しながら実施することが大切であると考えます。

・全ての保護者にインターネットの利用の現状を知ってもらう内容
・携帯電話や情報機器を子供に持たせていない保護者が納得できる内容（未然防止）
・携帯電話や情報機器を子供に持たせている保護者に使用のルールを検討してもらう内容
・携帯電話や情報機器を使用していない生徒にもＳＮＳの内容が分かる内容

具体的には、授業の様子が分かるワークシートを作成し、ワークシートの最後に保護者からのコメントを書き込んでもらう授業を実践します。ワークシートを通して情報モラル教育の影の部分を保護者にも伝えます。その後、生徒は保護者との会話を通して、安全性や経済的負担等、大人の立場からの意見を学びます。また友達や親、教師等から自分の考えと異なった考え方を学ぶことで、より多角的な考え方に気付かせることができると考えます。

イ　話し合う活動を取り入れた学習の工夫

平成29年３月に告示された中学校学習指導要領の大きな特色の１つとして「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。そして、「主体的・対話的で深い学び」を実現するするための重要事項として、各教科における言語活動や問題解決的な学習等の学習活動の質の向上が示されました。生きる力を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な資質・能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを目的としています。そこで本研究では「対話的な学びに」着目し、ペア学習やグループ学習等の小集団での話し合う活動を取り入れることとします。ペアやグループにすることで、生徒が発言する機会が増えるため、思考を深めるだけでなく発表や説明が苦手な生徒にとって、気軽に話せて学習に参加しやすくなるメリットがあると考えます。また、全ての生徒に発言する機会を与えることで、主体的に学習に参加できるようになり、対話することによって、情報モラルを多角的に考察できる力を育成することができると考えます。

ウ　本研究のイメージ

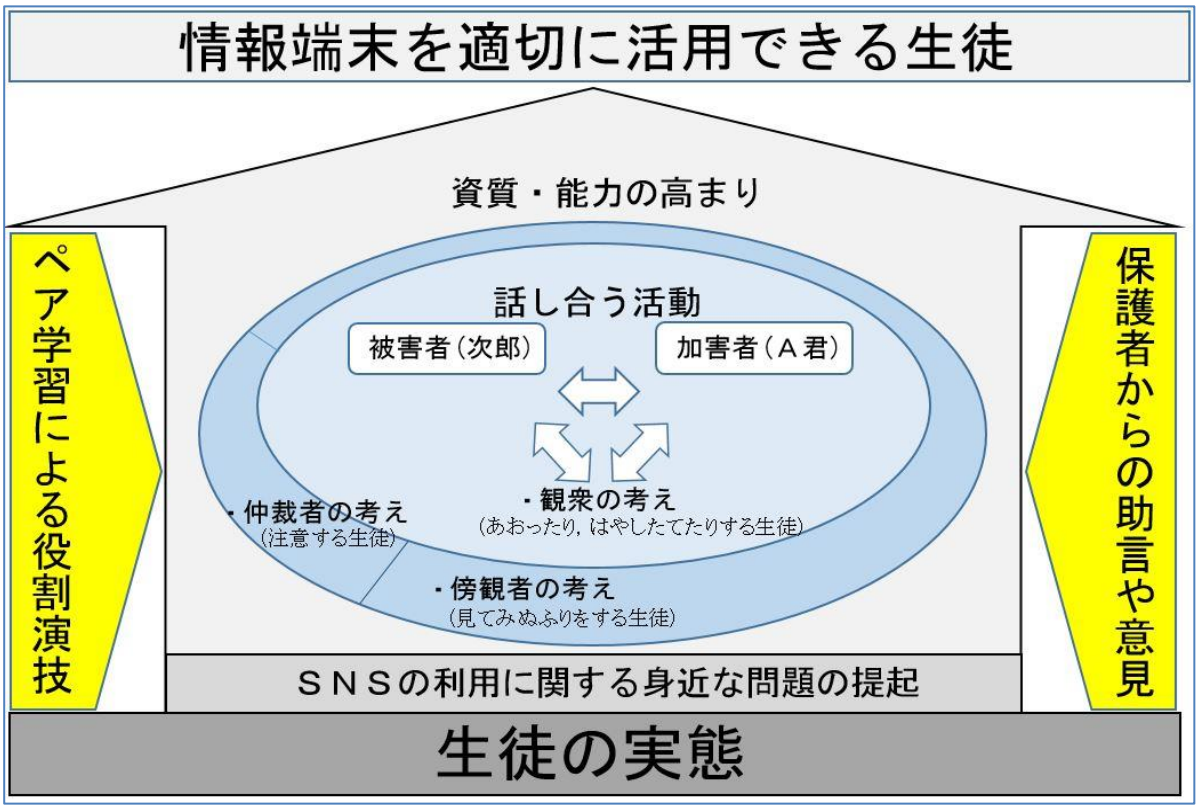

図４　本研究のイメージ図

本研究のイメージは**図４**のように考えます。まず、ＳＮＳの利用に関する身近な問題を題材に、書く活動を通して自分の考えをまとめます。その後、話し合う活動を通して情報モラルへの理解を深めます。また、ペア学習による役割演技を行います。傍観者の中にも仲裁者に近い考え方や観衆に近い考え方等があり、それら違う立場からの意見に出会わせ、情報モラルへの資質・能力を育みます。さらに、保護者との会話を意図的に仕組みます。保護者と会話することで、大人の立場からの意見を聞くことができます。そして保護者からの意見や、異なった立場を経験することで、情報モラルを多角的に考察し、インターネットや情報端末等を適切に活用していこうとする態度を養うことができると考えます。

(4)　授業実践

ア　検証授業Ⅰ

本時の目標

・インターネット上に情報を発信する際の責任を知り、発信者としての責任についての知識を身に付ける。

学習活動	教師の働き掛け
1　アンケート結果を知る。 	・情報端末の所持やインターネットの利用状況の現状を説明した。 ・結果を電子黒板に表示し、クラスの現状を伝えた。 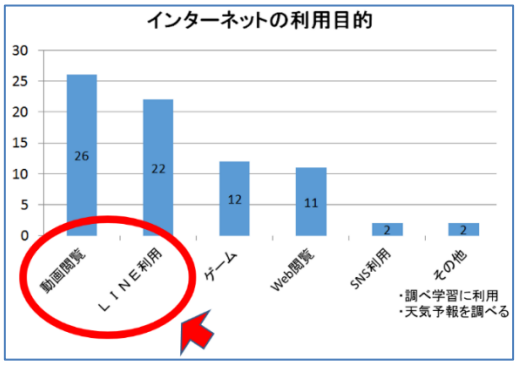 ・学級の 97％の生徒がインターネットを利用しており、動画閲覧と LINE の利用が、全体の１位と２位だったことを説明した。
2　ＳＮＳには、LINE の他にも、Twitter、Instagram 等、様々なアプリが存在することを知る。	 ・質問形式にし、生徒の関心を高めるようにした。 ・スノーやスナップチャットは写真を加工するアプリである。プリクラを例に、簡単に加工できることから人気があることを説明した。 ・昔はテレビ局などしか情報の発信はできなかったが、情報機器の発達により、誰もが情報を発信できるようになったことを伝えた。
3　本時のめあてを知る。	・めあてを掲示した。 インターネット上に情報を発信する際の注意点について考えよう。
4　動画を視聴し、かずきさんのどのような行動が問題だったのかを話し合う。	・YouTube に文部科学省公式ページ(mextchannel) [(2)] があり、「情報モラル」で検索を行うことで教材が閲覧可能となるサイトを利用した。 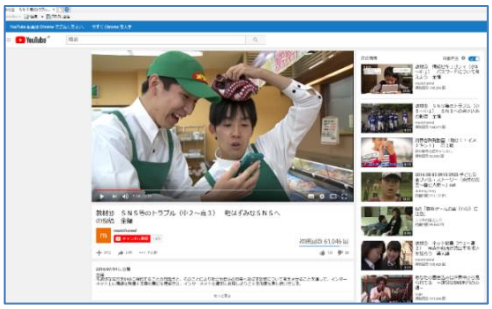 ・2016 年７月に公開された、教材⑩「軽はずみなＳＮＳへの投稿」を教材として使用した。

実際に授業で使用したワークシート

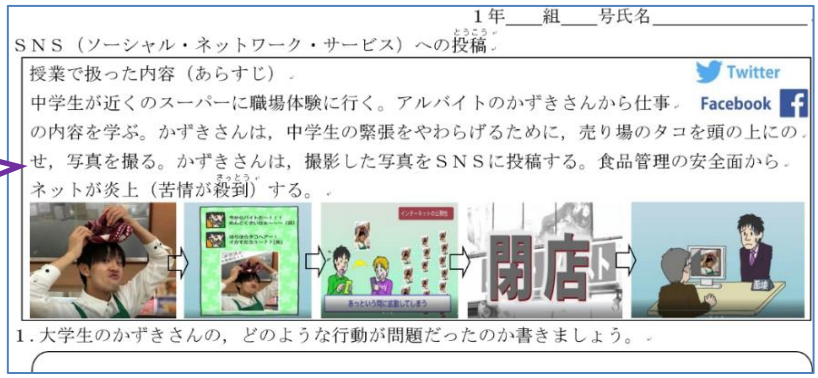
1年＿＿組＿＿号氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）への投稿

授業で扱った内容（あらすじ）

中学生が近くのスーパーに職場体験に行く。アルバイトのかずきさんから仕事の内容を学ぶ。かずきさんは，中学生の緊張をやわらげるために，売り場のタコを頭の上にのせ，写真を撮る。かずきさんは，撮影した写真をＳＮＳに投稿する。食品管理の安全面からネットが炎上（苦情が殺到）する。

1．大学生のかずきさんの，どのような行動が問題だったのか書きましょう。

5　かずきさんと周りの人が、今後どのようになってしまうのかを話し合う。	・かずきさん本人だけでなく、かずきさんの家族や閉店になった店で働いている人についても考えさせた。 ・「炎上」という言葉を紹介し、非難が殺到し収拾がつかなくなる状況が起きていることに気付かせた。
6　インターネットのどのような特性によって、かずきさんの投稿が広まったのかを話し合う。	・近くの人と自由に話し合うように伝え、話し合う活動の中での発言やワークシートへの記入を取り上げて、数名に発表させた。 ・キーワードである「公開性」と「記録性」を強調するため、色ペンで記入するようにした。

公開性と記録性を記述させた。

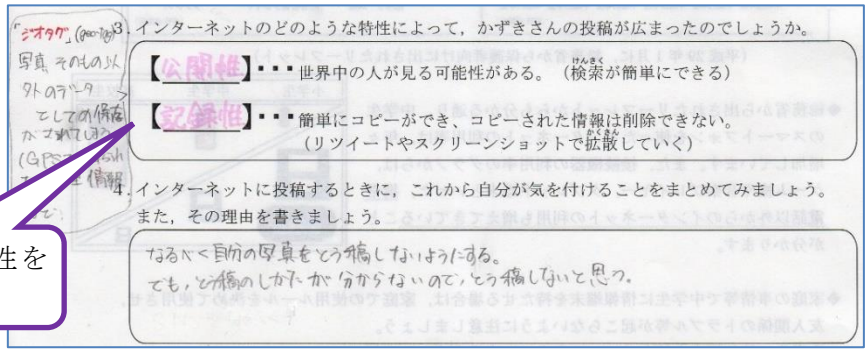
3．インターネットのどのような特性によって，かずきさんの投稿が広まったのでしょうか。

【公開性】・・・世界中の人が見る可能性がある。（検索が簡単にできる）

【記録性】・・・簡単にコピーができ、コピーされた情報は削除できない。（リツイートやスクリーンショットで拡散していく）

4．インターネットに投稿するときに，これから自分が気を付けることをまとめてみましょう。また，その理由を書きましょう。

なるべく自分の写真をとう稿しないようにする。
でも，とう稿のしかたが分からないので，とう稿しないと思う。

7　インターネットに写真を投稿するときには、どのようなことに気を付けたらよいかを考える。 ・ジオタグについて、ワークシートに記述する。	・情報機器の発達により、最近の写真には、撮影日時やＧＰＳで得られた位置情報などが添付されていることを伝え、理解を深めさせた。

写真には「ジオタグ」と呼ばれる情報が添付していることを理解させた。

「ジオタグ」（geo-tag）とは・・・　geometry（平面幾何）と tag の合成語であり、「地理情報を収めるための情報」というような意味です。

最近の写真には、撮影機器の機種名、撮影日、シャッター速度などの他に、GPSで得られた地理情報が、写真そのもの以外のデータとして保存されています。

たとえば、友達の家に遊びに行って、その家の中で、写真撮影をした……とします。スマホや iPad 等であれば、その写真を、ツイッターやフェイスブック、あるいはブログなどに、その場でサクッとアップロードしたり投稿したり出来ます。ところが、その写真の中には、ジオタグが格納されています。

インターネット上に、投稿してしまうと、投稿した画像は、世界中から見られる事になります。当然、その画像の中のジオタグも、世界中に公開されます。
ジオタグに書かれている情報は、即座に地図上の明確な位置として、利用する事が出来ます。**つまり、友達の住所を、友達の顔写真付きで、全世界にバラまいてしまう事になるのです。**

8　学んだことを保護者に伝えて、意見や感想をもらってくる。 ・本時のまとめを行い、次時の活動内容を知る。	・学習内容を生活につなげていくために、保護者からコメントを記入してもらうことを説明した。 ・次時は、トラブルに遭遇したときの解決方法について学習することを伝えた。 5．今日の授業で学んだことを保護者に伝え，保護者に意見や感想を書いてもらいましょう。 保護者の方は裏面を読まれ，子どものＬＩＮＥを含むＳＮＳの利用について，ご記入ください。 （簡単に結構です） SNS，インターネットの問題は現在社会で避けて通れない現状で出来ればまだまだスマホ・タブレットなど与えたくありませんが，子供の立場も考えると，そうも言ってられず，いつどのタイミングが良いのか，使用する上でのルール等も家族でシッカリ，話し合って決めたいと思います。 5．今日の授業で学んだことを保護者に伝え，保護者に意見や感想を書いてもらいましょう。 保護者の方は裏面を読まれ，子どものＬＩＮＥを含むＳＮＳの利用について，ご記入ください。 （簡単に結構です） 親の携帯を使用して，インターネット・LINE・ユーチューブを気軽に楽しんでいましたが今までにルールもなくダラダラと好きな時間使わせていたので，これを機に親子間で携帯を使用するためのルールを決めたいと思いました。 母 保護者に記入してもらったワークシート

動画教材の中で、大学生の何気ない写真の投稿から、店が閉店となり、自宅が特定され家族まで非難されることを生徒は学習しました。また、写真にはジオタグという撮影日時や位置情報が添付されていることを学びました。

生徒の感想からも、友達や家族にまで影響が及ぶことを心配する感想が多く見受けられました。家族にまで被害を及ぼす危険性について学ぶことは、安易にインターネットへ投稿することへの抑止力になると考えます。

また、授業を受けた全ての生徒の保護者から意見や感想を記述してもらい、ワークシートを回収することができました。

4．インターネットに投稿するときに，これから自分が気を付けることをまとめてみましょう。
また，その理由を書きましょう。
・ジオタグを消してから投稿し，顔を写さないようにした
理由：個人情報がばれないようにするため

4．インターネットに投稿するときに，これから自分が気を付けることをまとめてみましょう。
また，その理由を書きましょう。
友達との写真は許可なくあげない。
住所などが知らない人にしられるかもしれないから

資料１　生徒の書いた意見

5．今日の授業で学んだことを保護者に伝え，保護者に意見や感想を書いてもらいましょう。
保護者の方は裏面を読まれ，子どものＬＩＮＥを含むＳＮＳの利用について，ご記入ください。

・家庭ではルールを決めて使用させます（８名）。
年々インターネットの利用率は高くなり，便利になった分，トラブル・犯罪率も高くなっている事は現状であり，未成年である以上は大人の（親の）監視と使用するべきと思う。ルールを守り時間を守り使用し，親の同意が必要だと思う。

・中学生には必要ないと思います（６名）。
基本的には，中学生がスマホや携帯を持つのは反対です。色々な問題が生じる可能性があるのはもちろんですが，今の年齢で顔を見ながら自分の言葉を使って人とコミュニケーションを取る事にとても大切だと思います。

・インターネットの危険性が分かりました（４名）。
LINEの利用は，とてもこわいことが分かってよかったと思う。
スマホを中学生が持つことに疑問に思う

・子供の書き込みを確認するようにしています（３名）。
高校生がいるので，SNSの話は家庭でも必ず話題になります。
楽しい内容であれば良いのですが，少しでも批判する用な事であれば注意をしたり，内容を見たり確認するようにしています。

資料２　保護者からの意見

保護者の意見は、多かった順に、①家庭ではルールを決めて使用させます（８名）。②中学生にはまだ必要ないと思います（６名）。③情報モラルの授業も必要だと思いました（４名）。④子供の利用内容を確認するようにしています（３名）。⑤インターネットの危険性が分かりました（２名）。発信や投稿はしないように伝えます（２名）。親子で話合いをすることが大切だと思います（２名）等の意見があり、保護者の関心が高いことが分かりました。

イ　検証授業Ⅱ

本時の目標

・自他の情報の取り扱いに関して正しい知識を持ち、トラブルに遭遇したとき主体的に解決を図ろうとする。

学習活動	教師の働き掛け
1　前時の復習をする。 2　本時のめあてを知る。	・結果を電子黒板に表示し、クラスの現状を再提示した。ＳＮＳの中では、LINE の使用が多いことを知らせた。
ＳＮＳの利用法について考え、トラブルにあったときの対処法を考えよう。	
3　ＳＮＳのグループトーク機能について知る。 4　次郎は、何と書き込むかを予想する。	・LINE のグループ機能について紹介し、使ったことがない生徒にも、既読機能等を説明し、今後使用する可能性があることに気付かせた。 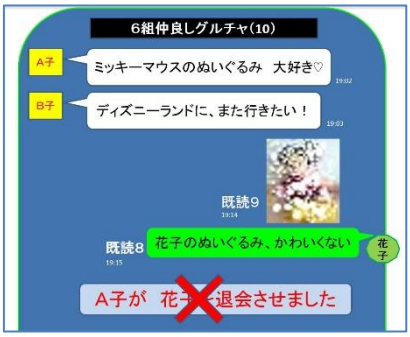 ・10 名が、６組仲良しグルチャに参加していることを伝えた。 ・既読や退会等の補足を行い、利用していない生徒にも、どのような機能があるのかを伝え、全員の理解を図るようにした。 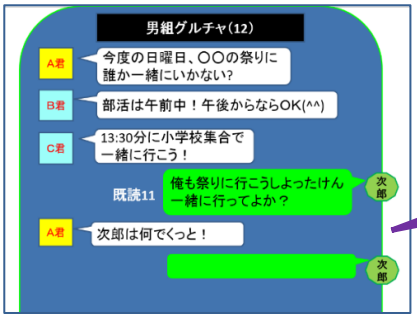 「自転車で行く」、「自転車で行こうかな」、「部活だから行けない」等の意見が出た。

5　次郎が退会した理由を考える。

短文は誤解を招く可能性が大きいことに気付かせる。

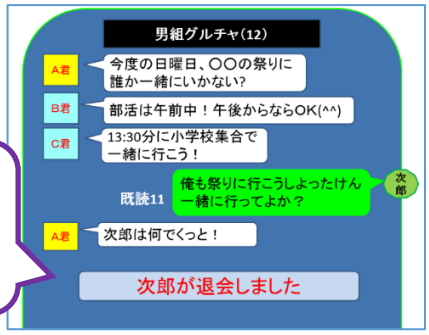

・実際は、次郎がグループから退会をしたことを伝えた。
・Ａ君の書き込みは、歩きか自転車か等の方法を尋ねた書き込みであり、Ａ君と次郎君の間には、異なる考え方があるかもしれないことに気付かせた。

6　当事者の立場と傍観者の立場の両方から、個人で考える。

・「Ａ君の立場」と「Ｂ君やＣ君の立場」の両方から考えさせ、ワークシートに最初の考えを記述させた。

7　役割演技をして、当事者の立場と傍観者の立場の両方から考え、ペアで話し合う。
・ペア学習後の考えを、ワークシートに記述する。

・具体的に今後どのような行動を取るべきなのかを考えることができるように、「Ａ君の立場(当事者)」と「Ｂ君やＣ君の立場(傍観者)」で役割演技をする時間を設定した。
・今後取るべき行動を深く考えることができるように、３分程度で当事者と傍観者の役割を交代することを伝えた。

「次の日、学校で」、の一文を付け加え、より明確な場面設定にしておくと、生徒はより話しやすかったと考えられる。

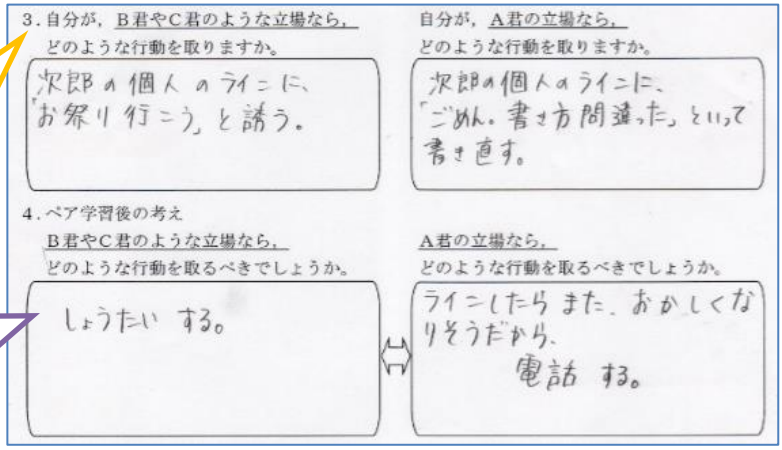
3．自分が，Ｂ君やＣ君のような立場なら，どのような行動を取りますか。
次郎の個人のライニに、「お祭り行こう」と誘う。

自分が，Ａ君の立場なら，どのような行動を取りますか。
次郎の個人のライニに、「ごめん。書き方間違った」といって書き直す。

4．ペア学習後の考え
Ｂ君やＣ君のような立場なら，どのような行動を取るべきでしょうか。
しょうたい する。

Ａ君の立場なら，どのような行動を取るべきでしょうか。
ライニしたらまた、おかしくなりそうだから、電話する。

最初の考えと、役割演技後の考えを記述させ、思考の変容を見取った。

8　本時の学習を振り返る。

・ＳＮＳが人々に受け入れられている理由を考える。

・文字だけでは真意が伝わりにくいことや、短文は誤解を招くことに気付かせ、理解を深めさせた。

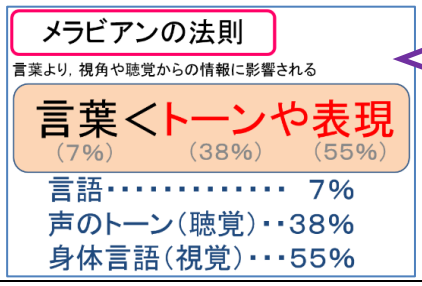

言葉のみの伝達は７％程度であり、言葉よりもトーンや身体言語（視覚）の情報に、より影響を受けやすいことを伝えた。

ＳＮＳを利用していない生徒も３割程度在籍していました。そのため、まずＳＮＳのグループトーク機能を、電子黒板を使って再現するようにし、ＳＮＳの概略を伝えるようにしました。ＳＮＳを利用していない生徒に、ＳＮＳのグループトーク機能の使い方を理解させ、使い始めたときに、起こるかもしれない問題について考えさせることができました。話し合う活動では、Ａ君の書き込みは、歩きか自転車か、現地までの移動方法を尋ねた書き込みであり、Ａ君と次郎君の間には、異なる考え方があることに気付かせることができました。また、ペア学習を利用した役割演技では、いろいろな傍観者の立場について考えさせることができました。

抽出生徒の会話は、**資料３**のような会話の内容となりました。抽出ａ組の会話内容は、１回目と２回目で、言葉は多少変わっているものの、同じような会話の内容となっています。抽出ｂ組の会話からは、厄介な出来事には関わりたくないといった生徒の本音の部分も見受けられる内容となりました。

生徒のワークシートの記述からは、半数以上のペアで、抽出ａ組と同じような現象が見受けられました。抽出ａ組の会話内容のように、役割演技を交代しても、会話の内容は同じようなものとなり、傍観者の中でも、仲直りをさせようとする仲裁者の立場や、あおったりはやしたてたりする聴衆の立場からの、異なった会話内容は、あまり見受けられませんでした。

反省点として、情報端末を利用したネット上でのやり取りなのか、次の日の学校でのやり取りなのか、場面設定の内容で迷うペアが複数見受けられました。２回目の話し合う活動では、傍観者同士の話し合う活動に限定するなど、ワークシートの工夫が必要であったと考えます。

◆抽出ａ組　ペア学習による役割演技（ロールプレイ）

抽出①：「何で来っと！」はどのいう意味？
車か歩きか自転車か？：抽出②
抽出①：来る方法を聞いたの？
なんで次郎は退会したのかな？：抽出②
抽出①：「来るな」と勘違いしたんじゃない？
マジで！：抽出②
抽出①：イジメになるんじゃない？
それなら今度，次郎に会って話を聞いてみる。：抽出②

役割演技交代

最後が「？」でななく，「！」がいけないんじゃない？：抽出②
抽出①：なんで？
「！」で，次郎は来るな！と思ったんじゃない？：抽出②
抽出①：そうなんだ。
次郎に，謝ったほうがいいんじゃない？：抽出②
抽出①：次郎に招待のＬＩＮＥを送ってみる。
自分も送るよ。：抽出②
抽出①：次郎は怒っているかなー。

◆抽出ｂ組　ペア学習による役割演技（ロールプレイ）

抽出③：Ａ君の言いたいことが分かっていたら，あれは移動手段をきいただけだよと次郎に言う。わかっていなかったら，退会した理由を聞く。
普通に，違う違う。あれは移動方法を聞いただけだよ。：抽出④
と言って，なぜ退会したかを尋ねる。
抽出③：次郎は今，Ａ君のことを嫌っているから，謝ったほうがいいかな？
そうね。でも，今は謝ってもいまくいかないかもよ。：抽出④

役割演技交代

次郎退会したのなら次郎抜きで，祭りに行こう。：抽出④
抽出③：次郎抜きで祭りに行く？
気まずすぎるかな？：抽出④
抽出③：祭りで会うかもしれんしね。
なら，Ａ君も次郎もはずして，残りで行く？：抽出④
他にもグループのメンバーはおるけん。
抽出③：ぐちゃぐちゃになるやろ。
次郎をおいて祭りに行くのはよくないね。：抽出④
抽出③：次郎が，かわいそすぎる。

資料３　抽出生徒の会話

（5）　授業実践における手立ての有効性についての考察

身近なＳＮＳの問題を取り上げて、インターネットの特性には「公開性」と「記録性」があることや、ＳＮＳでのやり取りにおいて、短文は誤解を招く危険性があることを学ばせることで、情報モラルに関する知識を深めることができました。また、ペア学習による役割演技と保護者からの意見を聞くことで、傍観者の中にも仲裁者に近い考え方や観衆に近い考え方等、違う立場からの意見に出会わせ、情報モラルの問題について多角的に考察することができました。生徒の感想からは「それでも便利だから利用する」や「危険は感じるが、多くの人とつながるから利用す

る」といった感想が９割以上を占めていました。しかし、危険性については全ての生徒が認識しており、インターネットや情報端末などを適切に活用していこうとする態度も育むことができました。

(6)　実態調査の結果を基にした手立ての有効性についての考察、アンケート調査による考察

ア　アンケート調査による考察

事前アンケートと事後アンケートの結果は、下記のようになりました。

・「インターネットを利用する頻度はどれくらいですか」の質問には、インターネットを利用しない生徒が、事前アンケートには１名いましたが、事後アンケートでは、０名となり、32 名全員がインターネットを利用している結果となりました（**図５**）。

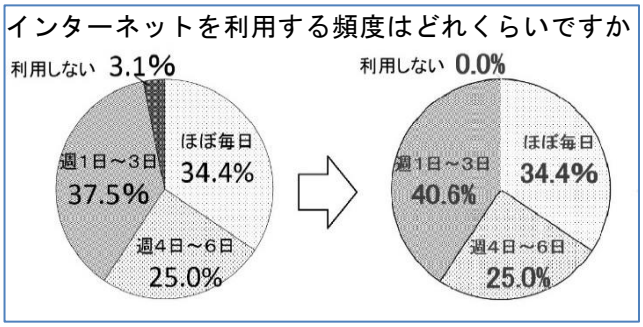

図５　インターネットを利用する頻度

・「メールや LINE 等で、メッセージのやりとりをしたことがありますか」の質問には、「ある」と答えた生徒が、事前アンケートには 32 名中 26 名（81.39%）でしたが、事後アンケートでは 32 名中 29 名（90.6%）となり、３名増えた結果となりました（**図６**）。

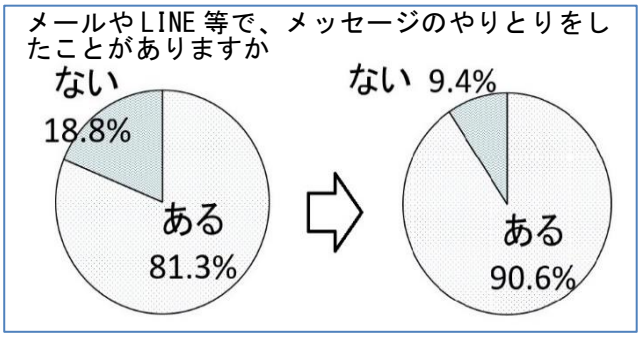

図６　メーセージをやり取りした経験

「インターネットを利用する頻度はどれくらいですか」と「メールや LINE 等で、メッセージのやりとりをしたことがありますか」の結果を比較してみると、少しインターネットを利用する方向に数値が増加していました。しかし、数値は事前・事後とも同じような結果となっており、インターネット利用の実態の信憑性は高いと考えます。検証授業を行った学級は、内閣府から出された利用環境実態調査の結果以上にインターネットの普及が進んでいる実態が推測できました。

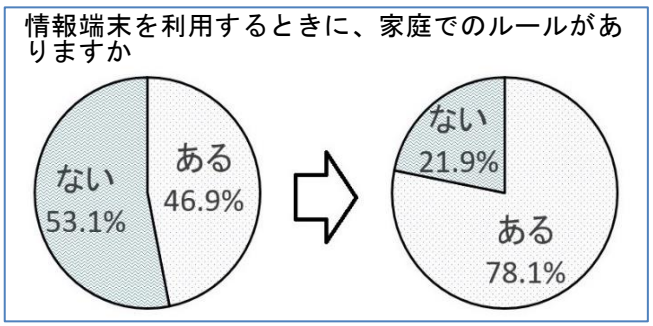

図７　情報端末を利用するときのルール

・「情報端末を利用するときに、家庭でのルールがありますか」の質問に、「ある」と答えた生徒が、事前アンケートには 32 名中 15 名（46.9%）でしたが、事後アンケートでは 32 名中 25 名（78.1%）となり、10 名増えた結果となりました（**図７**）。

事前と事後のアンケート結果を比較してみると、大きく結果が違ってきていることが分かりました。情報端末を使用するときのルールがある生徒が、15 名から 25 名に増えたことから、本研究の実践が大きく影響していることが分かりました。情報端末を利用したインターネット利用に関して、学校からの取組を知ったことで、家庭でのルールを見直したことが推測されました。携帯電話等を所持していない生徒にとっても、インターネットを介したトラブルの未然防止の取組として有効な実践であったと考えます。

《引用文献》

(1) 文部科学省委託事業『情報モラル指導モデルカリキュラム（大目標・中目標レベル）』
平成19年５月
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm

(2) 文部科学省の YouTube 公式ページ（mextchannel）　平成28年７月
https://www.youtube.com/user/mextchannel/